上半期の予算執行状況を公表します

地方自治法第２４３条の３（水道企業については、地方公営企業法第40条の２）の規定及び大崎町財政状況の公表に関する条例の定めにより、平成23年度上半期（４月１日から９月30日まで）の一般会計並びに特別会計の財政状況　を次のとおり公表します。

本公表は、上半期における町民の皆さんから納めていただいた税金や、国・県からの交付税等の収入及び支出の執行状況を明らかにし、町の財政に対する理解を深めていただくものです。

平成２３年度４月～９月に大崎町の一般会計に

入ったお金　33億4,291万8千円

一般会計（歳入）

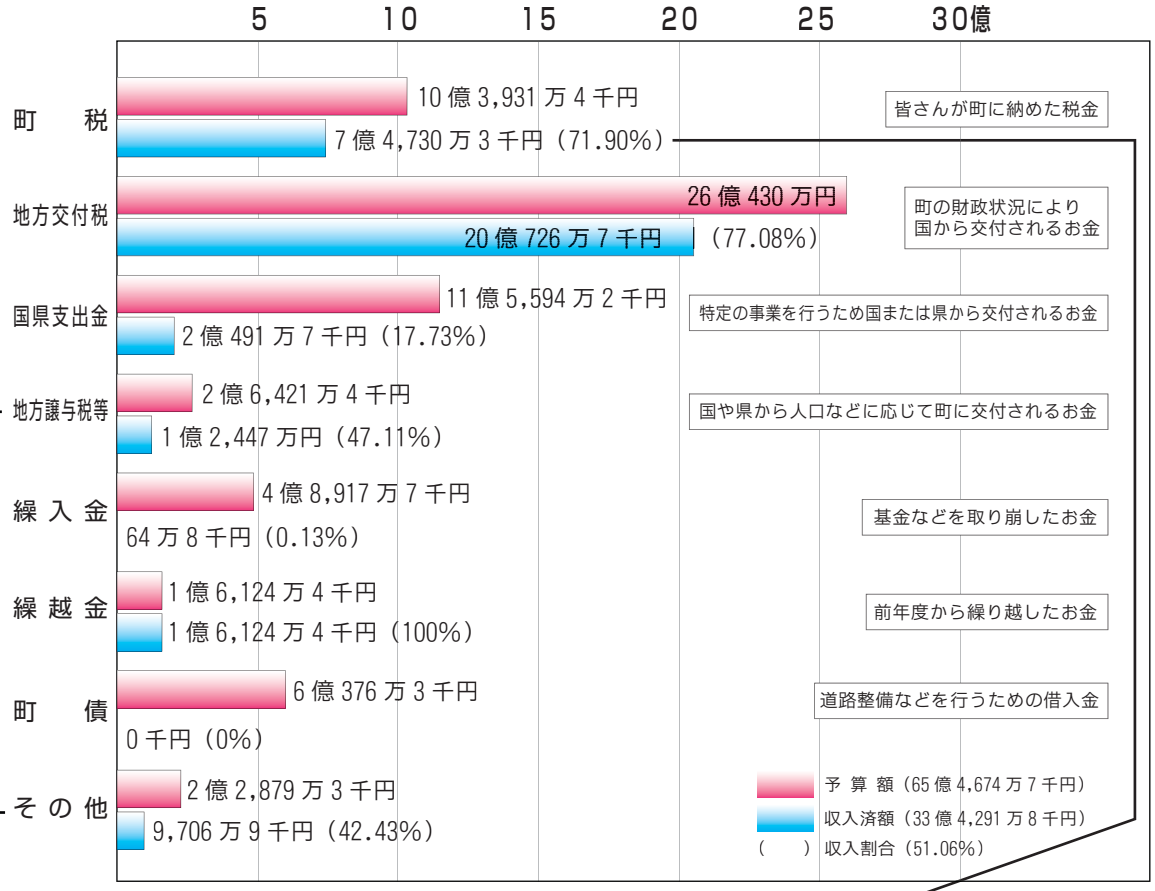

地方譲与税等とは

- 地方譲与税
- 利子割交付金
- ゴルフ場利用税交付金
- 自動車取得税交付金
- 交通安全対策特別交付金
- 地方消費税交付金
- 地方特例交付金
- 配当割交付金
- 株式等譲渡所得割交付金

その他とは

- 分担金及び負担金
- 使用料及び手数料
- 財産収入
- 諸収入
- 寄付金

町税の内訳

7億4,730万3千円

町民税
2億5,757万5千円

固定資産税
4億651万2千円

軽自動車税
4,473万4千円

市町村たばこ税
3,848万2千円